

「平成30年度志摩市を元気にする 創業支援補助金」の公募を行います



志摩市では、市内において創業や第二創業を行う事業者に対し、創業時の経営基盤強化を目的とした補助金を交付するため、公募を行います。

補助の内容／ 補助回数	補助金	補助金の額	補助金の内容
	創業応援補助金	融資額の2分の1以内(上限50万円)	創業等時の経営基盤安定化を目的に創業等した方に対し交付する補助金です。なお、当該補助金を支援金融機関から借り受けた資金の返済に充てることは認めません。
	利子補給補助金	借入れ利子の全額(最長12箇月、上限10万円)	創業応援補助金の交付決定を受けた方に対し、創業等に際し協定金融機関から借り受けた資金にかかる利子の一部を補助する目的で交付する補助金です。
	家賃補助金	事業所家賃の2分の1以内(最長12箇月、上限50万円)	創業応援補助金の交付決定を受けた方に対し、創業等のために借り受けた事務所等の家賃の一部を補助する目的で交付する補助金です。
※当該補助金の交付を受けるには、市と協定を結ぶ金融機関（百五銀行、第三銀行、三重銀行）が実施する融資及び各種支援制度に基づく支援を受け、創業等を行うことが前提となります。			
応募対象 事業（者）	○協定金融機関が実施する融資及び各種支援制度に基づく支援を受けることに同意すること ○事業の実施に必要な許認可等をエントリーシート提出時点で受けていること ○志摩市地方創生政策分野における基本目標の達成に寄与する事業であること ○フランチャイズやチェーンストア等に類する事業でないこと		
募集期間	平成30年6月1日（金）～ 平成30年7月27日（金）午後5時まで＜必着＞		
選考方法	選考会を開催し、ご提出頂いた書類審査およびヒアリング審査にて選考を行います。なお、選考会の時期は8月初旬、開催場所は志摩市役所本庁を予定しております。 ※詳細は、応募頂いた皆様に、後日郵送または電子メールでご案内いたします。		
その他	補助金内容や申請方法の詳細については、志摩市HPをご参照いただくか、問い合わせ先までご照会ください。 ※志摩市HP該当ページは以下で検索ください。 志摩市 創業支援補助金 検索 		
問い合わせ先	志摩市役所産業振興部観光商工課（志摩市役所本庁3階）（担当）天白・里中 (Tel) 0599-44-0005 (Email) kankoshoko@city.shima.lg.jp		